

議案第80号

甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の定年等に関する条例（平成16年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 付則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章

において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)第11条第1項(甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年甲賀市条例第175号)第7条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年

とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等を行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職

員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動

期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条

において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中「第3条関係」を「第3条、第6条関係」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）

第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。

以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の



規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の甲賀市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に規定する事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）

に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条

の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び付則第6条において同じ。)における前条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考に

より、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末

日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。  
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法

第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項

の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

甲賀市職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 定年制度（第2条—第5条）</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</p> <p>第5章 雑則（第14条）</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。_____</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、別表に掲げる施設</u></p>



2. 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある \_\_\_\_\_ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することが

等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは \_\_\_\_\_、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務 \_\_\_\_\_ に従事させるため引き続き勤務させることができる。 \_\_\_\_\_

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_

できず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

\_\_\_\_\_公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由\_\_\_\_\_が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、\_\_\_\_\_1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日\_\_\_\_\_の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合、又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は\_\_\_\_\_、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)第11条第1項(甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年甲賀市条例第175号)第7条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能

5 (略)

力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等  
すること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等  
すること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項

において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる

場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認

めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定

年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

##### （委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 付 則

##### （定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>

##### 付 則



令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を

除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表（第3条、第6条関係）

（略）

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第1条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の甲賀市職員

別表（第3条関係 \_\_\_\_\_）

（略）

の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に規定する事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤

務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正

前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより

退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一

部事務組合及び広域連合をいう。次項及び付則第6条において同じ。)  
における前条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日  
までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要す  
る職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則  
で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定  
め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によ  
るほか、組合における同項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度  
の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務  
を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他  
の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期  
を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用す  
る。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわ  
らず、付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の  
末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務  
の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）  
に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務  
を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている  
ものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短  
時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された

短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項



の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げ

る職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条約定年が基準日の前日における新条約定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条約定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条約定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条約定年相当年齢が基準日の前日における新条約定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条約定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短

時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

## 定年引上げに係る概要資料

### 1. 改正の概要

国家公務員の定年引上げに伴い、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員についても国家公務員と同様に、定年の段階的な引き上げや、「管理監督職勤務上限年齢制」、「定年前再任用短時間勤務制」の導入等の措置が講じられることとなりました。甲賀市職員の定年等に関する条例ほか8条例の一部を改正するとともに、甲賀市職員の再任用に関する条例を廃止します。

#### (1) 定年の段階的引き上げ（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- ・現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とします。  
ただし、医師については、現行65歳の定年を70歳とします。

	現行	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

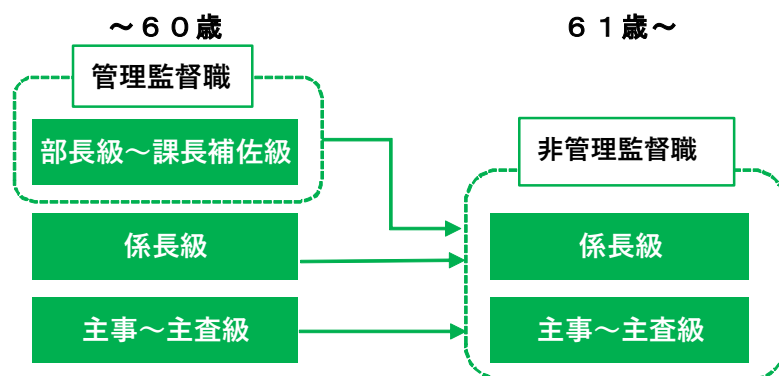
※現行の勤務延長（最長3年）制度はそのまま残ります。

- ・定年の引き上げにあわせて、現行の再任用制度は廃止します。（甲賀市職員の再任用に関する条例の廃止）
- ・定年引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行と同様の「暫定再任用制度」を設けます。（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

#### (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- ・組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職（管理職手当支給職）の職員は、非管理監督職（係長級）に異動させることとします。

※医師は役職定年制の適用を除外します。



#### (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

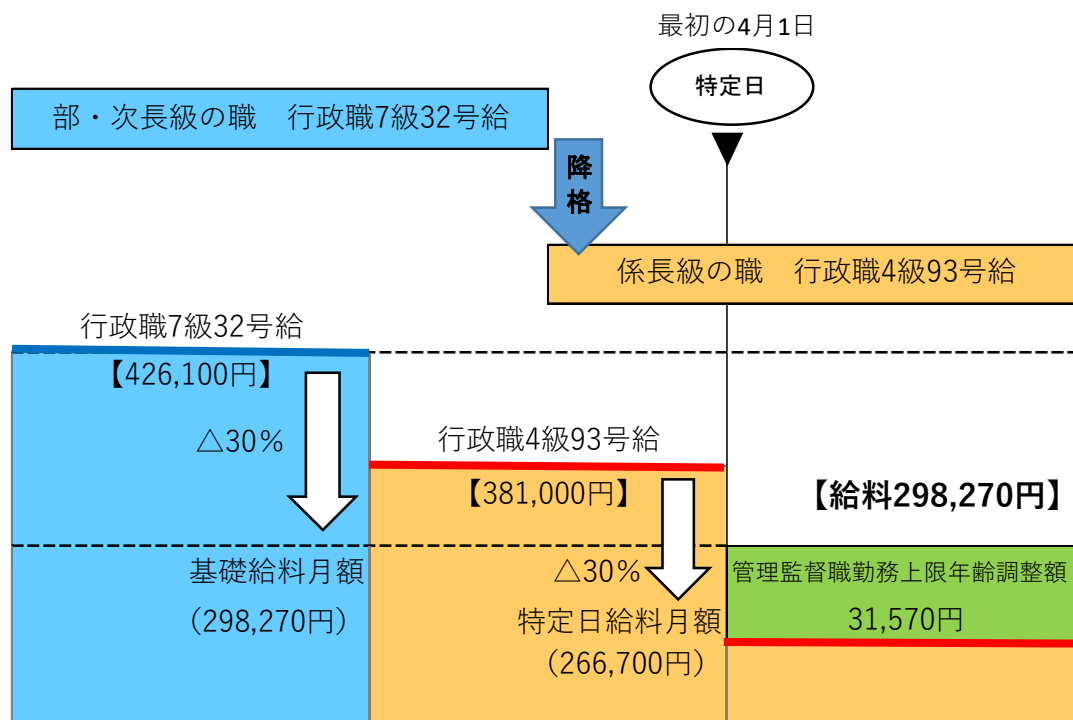
- ・60歳に達した日以後定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用（任期は定年退職日まで）することができる制度を設けます。フルタイム勤務への復帰はできません。

(4) 情報提供・意思確認制度（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

・当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の勤務の意思を確認します。

(5) 60歳に達した職員の給与（甲賀市職員の給与等に関する条例）

・当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とします。  
 ・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により異動した職員については、「管理監督職勤務上限年齢調整額」を支給し、後任前（管理監督職）の給料月額の7割水準とします。



(6) その他

- ・関係条例について、必要な改正を行います。
  - 甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例
  - 甲賀市職員の分限に関する条例
  - 甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
  - 甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
  - 甲賀市職員の育児休業等に関する条例
  - 甲賀市職員の給与等に関する条例
  - 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・退職手当については、滋賀県市町村職員退職手当組合の条例が改正される予定です。
- ・その他必要な規則等の整備を行います。

議案第 8 1 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成16年甲賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲賀市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(甲賀市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀市職員の分限に関する条例(平成16年甲賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるときは」を「認める場合は」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の見出し及び2項を加える。

(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)



2 甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定による降給とする」とする。

3 甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年甲賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（こ

これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第6条第9項の項を削り、同表第17条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「甲賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第17条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項第1号中「育児休業条例」を「甲賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

付則に次の1項を加える。

(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定が適用される育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項及び第5項中

「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第6条の2を削る。

第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第4号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務

職員」に改める。

第23条の2第1項中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで、第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

付則に次の7項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●号）による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例（平成16年甲賀市条例第21号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 甲賀市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(5) 甲賀市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第22項

において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2.1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第20項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.3 付則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 付則第18項から前項までに定めるもののほか、付則第18項の規定による給料月額、付則第20項の規定による給料その他付則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2ア医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第2イ医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第2ウ医療職給料表(3)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

別表第3の1の表中

「

1級	主事の職務
----	-------

」を

「

職務の級	職務の名称
1 級	主事の職務

」に

改める。

(甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年甲賀市条例第175号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年甲賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲賀市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 甲賀市職員の再任用に関する条例(平成16年甲賀市条例第22号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項及び第17条第



3項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 甲賀市職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条から第14条の2まで並びに第15条の2並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例付則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

<第1条関係>

甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>甲賀市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条並びに第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条並びに第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

<p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p>
---	--

<第2条関係>

甲賀市職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに<u>法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする</p> <p>_____。</p> <p>(降格の事由)</p>

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し

\_\_\_\_、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して決めるものとする。

(1) 及び (2) (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。  
(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)
- 2 甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定による降給とする」とする。
- 3 甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第3条 任命権者は、職員が降任された

\_\_\_\_場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して決めるものとする。

(1) 及び (2) (略)

付 則

\_\_\_\_ この条例は、平成16年10月1日から施行する。

< 第 3 条関係 >

甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下<u>の期間、その発令の日に受ける給料</u>            (法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第 1 3 号)第 1 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬に限る。))の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下_____給料            (法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第 1 3 号)第 1 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬に限る。))の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。_____</p>

< 第 4 条関係 >

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項            _____の規定により採用された職員            _____ (以下「定年</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任</p>

前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4～6 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り进行する場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8

用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4～6 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り进行する場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8

日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1） 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）及び（3） （略）

2及び3 （略）

日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1） 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）及び（3） （略）

2及び3 （略）

< 第 5 条関係 >

甲賀市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合</p>



(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年甲賀市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合又は女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))以外の非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。)の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年甲賀市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合又は女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))以外の非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。)の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項、第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(1) 及び (2) (略)

(育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項、第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

		が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を 超えてしたもののうち、その勤務の時間とそ の勤務をした日における正規の勤務時間との 合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 にあつては、第24条に規定する勤務1時間 当たりの給与額に100分の100（その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間 にある <u>場合には</u> 、100分の125）を乗じ て得た額とする			が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を 超えてしたもののうち、その勤務の時間とそ の勤務をした日における正規の勤務時間との 合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 にあつては、第24条に規定する勤務1時間 当たりの給与額に100分の100（その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間 にある <u>場合は</u> 、100分の125）を乗じ て得た額とする
			第17条第 4項	前項	甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成 16年甲賀市条例第27号。以下「育児休業 条例」という。）第16条
第17条第 5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）	第17条第 5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第17条第 5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が <u>甲賀市 職員の育児休業等に関する条例（平成16年 甲賀市条例第27号）</u> 第16条の規定により 読み替えられた同項ただし書に規定する7時 間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 である場合にあつては、第24条に規定する 勤務1時間当たりの給与額に100分の15 0（その時間が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合には、100分の17	第17条第 5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が <u>育児休 業条例</u>  第16条の規定により 読み替えられた同項ただし書に規定する7時 間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 である場合にあつては、第24条に規定する 勤務1時間当たりの給与額に100分の15 0（その時間が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合は、100分の17

5) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額

(略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125)
---------	------	---

5) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額

(略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての甲賀市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる甲賀市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125)
---------	------	--

		を乗じて得た額とする
第17条第5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第17条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
(略)		

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

		を乗じて得た額とする
第17条第4項	前項	甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号。以下「育児休業条例」という。）第18条
第17条第5項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第17条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例 第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
(略)		

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)

付 則

(甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定が適用される育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。)

付 則

<第6条関係>

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p>	<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p>

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 (略)

5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 (略)

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 (略)

5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 (略)

9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前4条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた

(管理職手当)

第11条 (略)

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額<sup>1</sup>の100分の20を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著

その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(管理職手当)

第11条 (略)

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額<sup>1</sup>の100分の20を超えない範囲内で規則で定める額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下\_\_\_\_\_「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下\_\_\_\_\_「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下\_\_\_\_\_「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著



しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第4号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗

しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗

じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前項に定める額

3～6 (略)

(地域手当)

第16条の2 (略)

2 地域手当の額は、その職員の受ける給料及び扶養手当の合計月額額の100分の6を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額(定年前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時

じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前項に定める額

3～6 (略)

(地域手当)

第16条の2 (略)

2 地域手当の額は、その職員の受ける給料及び扶養手当の合計月額額の100分の6を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時

間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）及び（2）（略）

2（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項\_\_\_\_\_及

間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）及び（2）（略）

2（略）

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及

び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150  
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) (略)

び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150  
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) (略)

6 (略)

(宿日直手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項の勤務のうち、市長が特別の考慮を必要と認める場合は、前項に定める額に事情に応じて市長の定める額を加算することができる。

4 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当

6 (略)

(宿日直手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項の勤務のうち、市長が特別の考慮を必要と認める場合は、第2項に定める額に事情に応じて市長の定める額を加算することができる。

4 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び付則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び付則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日  
現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受け  
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を  
加算した額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分  
の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提  
任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管  
理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条の2 第6条第1項から第8項まで、第12条から第14条の  
2まで及び第15条の2の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には  
適用しない。

2 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、地域手  
当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日  
勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。  
ただし、当該技能労務職員が地方公務員第22条の4第1項又は第2  
2条の5第1項の規定により

(1) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日  
現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受け  
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を  
加算した額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分  
の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 当該再任用  
職員 \_\_\_\_\_ の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管  
理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条の2 第12条 \_\_\_\_\_ から第14条の  
2まで及び第15条の2の規定は、再任用職員 \_\_\_\_\_には  
適用しない。

2 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、地域手  
当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日  
勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。  
ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第28条の4第1項、第2  
8条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により

採用された場合にあつては、扶養手当、住居手当及び地域手当は支給しない。

2及び3 (略)

付 則

1～17 (略)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●号)による改正前の甲賀市職員の定年等に関する条例(平成16年甲賀市条例第21号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 甲賀市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間

採用された場合にあつては、扶養手当、住居手当及び地域手当は支給しない。

2及び3 (略)

付 則

1～17 (略)



(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 甲賀市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(5) 甲賀市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規

定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第20項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.3 付則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 付則第18項から前項までに定めるもののほか、付則第18項の規定による給料月額、付則第20項の規定による給料その他付則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

の区分	の級							
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	(略)							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 (略)  
別表第2 (第3条関係)

の区分	の級							
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	(略)							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
		700	200	200	600	700	100	800

備考 (略)  
別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表（１）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
(略)						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考（略）

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000

医療職給料表

ア 医療職給料表（１）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員  以外の 職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
(略)						
再任用職 員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
		00	00	00	00	00

備考（略）

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000

間勤務職員以外の職員						
(略)						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 (略)  
ウ 医療職給料表 (3)

(単位: 円)

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
(略)						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

以外の職員						
(略)						
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100
		00	00	00	00	00

備考 (略)  
ウ 医療職給料表 (3)

(単位: 円)

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
(略)						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
		00	00	00	00	00

員													
備考 (略)	備考 (略)												
別表第3 (第4条関係)	別表第3 (第4条関係)												
級別標準職務表	級別標準職務表												
1 行政職給料表級別標準職務表	1 行政職給料表級別標準職務表												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td>主事の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	職務の級	職務の名称	1 級	主事の職務	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td>主事の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	職務の級	職務の名称	1 級	主事の職務	(略)	
職務の級	職務の名称												
1 級	主事の職務												
(略)													
職務の級	職務の名称												
1 級	主事の職務												
(略)													
2～4 (略)	2～4 (略)												

<第7条関係>

甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2及び3 (略)	2及び3 (略)

<第8条関係>

甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用

された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2. 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。



- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項及び第17条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号

中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 甲賀市職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条から第14条の2まで並びに第15条の2並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例付則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第82号

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

議案第82号参考資料

<第1条関係>

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

< 第 2 条関係 >

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年甲賀市条例第 38 号）第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年甲賀市条例第 38 号）第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

議案第83号

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の72.5」を「100分の65」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に、「100分の62.5」を「100分の55」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800



11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	

67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				

95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					

	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、  
第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
以外の職員	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200

17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800	
32	352,700	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	

45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		

73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）



(単位：円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600

26	195, 100	229, 900	258, 100	285, 400	330, 500
27	196, 600	231, 200	259, 200	287, 200	332, 500
28	198, 000	232, 400	260, 400	288, 800	334, 500
29	199, 500	233, 600	261, 800	290, 200	335, 800
30	200, 700	234, 900	263, 400	291, 800	337, 600
31	202, 000	236, 400	265, 000	293, 400	339, 300
32	203, 300	237, 700	266, 500	295, 100	341, 100
33	204, 700	238, 700	267, 800	296, 800	342, 800
34	206, 100	240, 000	269, 500	298, 500	344, 600
35	207, 400	240, 900	271, 100	300, 300	346, 500
36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300
37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900

54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700

82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		

	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、技師、栄養士及びその他の職員で別に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
以外の職員	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500

18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600

46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000

74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100
80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400
81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700
82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200
83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600
84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900
85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200
86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700
87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	



102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			

130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				

	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師及びその他の職員で別に定めるものに適用する。

第2条 甲賀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の68.75」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の58.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例（平成16年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改

める。

第4条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年甲賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

(令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給する期末手当の特例措置)

4 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第14条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

5 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第26条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

(令和5年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員の給料の特例)

- 6 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「給与条例別表第1」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第1」と、別表第2中「給与条例別表第2」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第2」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項及び第4項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第22条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第5条の規定による改正後の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「第5条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和4年4月1日から、第5条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

議案第83号参考資料

<第1条関係>

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。)にあっては、<u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。)にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ</p>

に相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の117.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の65）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の97.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の55）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手

に相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手



当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1（第3条関係）

(略)

別表第2（第3条関係）

(略)

当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1（第3条関係）

(略)

別表第2（第3条関係）

(略)

< 第2条関係 >

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の12</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の97.5</u>）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の11</u></p>

2.5)」とあるのは「100分の67.5(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の68.75)」と、「100分の100(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の102.5)」とあるのは「100分の57.5(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の58.75)」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

7.5)」とあるのは「100分の67.5(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の65)」と、「100分の100(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の97.5)」とあるのは「100分の57.5(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の55)」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

3 ~ 5 (略)

< 第3条関係 >

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

< 第4条関係 >

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

< 第5条関係 >

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行												
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="235 611 1106 756"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	(略)		<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1131 611 2002 756"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	375,000	(略)	
号給	給料月額（円）												
1	376,000												
(略)													
号給	給料月額（円）												
1	375,000												
(略)													

< 第 6 条関係 >

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 20 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 31 年甲賀市条例第 1 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 20 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 31 年甲賀市条例第 1 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>



< 第7条関係 >

甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則</p> <p><u>(令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給する期末手当の特例措置)</u></p> <p><u>4 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第14条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。</u></p> <p><u>5 令和4年12月、令和5年6月及び同年12月に支給するパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第26条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年甲賀市条例第●●号)第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。</u></p> <p><u>(令和5年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員</u></p>	<p>付 則</p>

の給料の特例)

- 6 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「給与条例別表第1」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第1」と、別表第2中「給与条例別表第2」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第2」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項及び第4項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第22条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第5条の規定による改正後の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「第5条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和4年4月1日から、第5条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同

年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。